

## 令和8年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務応札資料作成要領

本書は、令和8年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務の調達に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領を取りまとめたものである。

### 1 応札者が提出すべき資料

この要領に基づき、応札者は、下表に示す資料を作成し提出する。

資料名称	必要部数	資料内容
誓約書	1部	仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書
評価項目一覧	7部	発注者が提示する評価項目一覧の提案書頁番号欄に該当する提案書の頁番号を記載したもの
提案書	7部	仕様書に記載されている要件をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり ○ 応札者が提案する業務の内容（調査内容等） ○ 調査方法 ○ 業務計画 ○ 実施体制等 ○ 応札者の資格 ○ 補足資料（応札者の実績の詳細）等

（注）応札者は、このほかに通常の一般競争入札と同様に、入札書、参加資格を満たしていることを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し等を提出しなければならない。

### 2 誓約書の作成

仕様書に記載されている要件を遵守する旨の誓約書を作成し、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に提出すること（様式自由）。

### 3 評価項目一覧の作成

#### （1）評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成は、下表のとおり

事項	概要説明
提案要求事項	提案を要求する事項。これらの事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目を区分し、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例：業務の内容、調査方法、業務計画等

添付資料	<p>応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数を付与されることはない。</p> <p>例：実施体制及び担当者略歴、会社としての実績</p>
------	---

## (2) 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明は下表のとおり  
発注者が作成し提示する「評価項目一覧（提案要求事項）」における「提案書頁番号」欄に該当頁を記載すること。

項目名	項目説明・記載要領	記載者
評価項目	業務内容に応じて定める評価項目	発注者
評価基準	業務内容に応じて定める評価基準	発注者
評価区分	必須項目と任意項目の別の区分	発注者
得点配分	各項目に対する最大得点	発注者
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

## (3) 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明は下表のとおり

項目名	項目説明・記載要領	記載者
資料項目	業務内容に応じて定める資料項目	発注者
資料内容	応札者に提案を要求する資料の内容	発注者
提案の要否	<p>必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要のない項目（任意）の区分が設定されているもの</p> <p>評価基準とは異なり、採点対象とはしない。</p>	発注者
提案書頁番号	応札者が作成する提案書における該当頁番号を記載する。	応札者

## 4 提案書の作成

### (1) 提案書様式

ア 提案書は、提案書雛型を参考にして作成する。

イ 提案書は、A4版カラーにて作成する。

### (2) プレゼンテーション

ア 応札者は、発注者に対して自らの提案内容の説明を行う。

イ 説明に当たっては、農林水産省の会議室等でプレゼンテーションを行うこととし、実際にプレゼンテーションを行う時間は入札締切後に発注者と別途調整する。

ウ プレゼンテーションに当たっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど効率的に実施できるよう工夫する。

(3) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書を評価する者が特段の専門的知識等に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。

なお、必要に応じて用語解説などを添付すること。

イ 提案に当たって、特定の製品・サービス（現地コンサルタント等）を採用する場合は、当該製品・サービスを採用する理由を提案書に記載するとともに、記載内容を証明又は補足するものとしてパンフレット、比較表等を添付すること。

ウ 応札者は、提案内容をより具体的・客観的に説明するための資料として添付資料を提案書に含めて提出すること。

なお、添付資料は、提案書本文と区分できるようにすること。

エ 発注者から連絡が取れるように、提案書には担当者の氏名及び連絡先（電話番号、メールアドレス）を明記すること。

オ 提案書を作成するに当たり質問等がある場合には、別紙の質問状に必要事項を記載の上、令和8年4月17日（金）午後3時までにメールにて下記の農林水産省農産局農産政策部貿易業務課麦類業務班に提出すること。

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

麦類業務班 担当：重久 直人

電話：03-6744-1257

メールアドレス

重久 直人 : naoto\_shigehisa220@maff.go.jp

カ 提案書様式及び留意事項に従った提案書ではないと発注者が判断した場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

なお、補足資料の提出、補足説明等を発注者が求める場合があるので、併せて留意すること。

キ 提案書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、応札者の負担とする。

ク 提出された提案書等の返却はしない。

別紙

## 質 問 状

社 名	
住 所	
T E L	
質問者	
質問に関連する文書名及び頁	
質問内容	

## 提 案 書 雛 型

### 業務の目的

仕様書記載の目的に沿って記述

### 業務の内容

仕様書に記載した調査事項、現地調査の内容、報告書の作成について、具体的かつ詳細に提案。

### 調査方法の妥当性、独創性

#### ※記載事項

- ① 情報の収集先、写真情報の入手方法
- ② 現地事業所等も含めた体制と調査手法
- ③ 業務の成果を高めるための工夫、提案

### 業務計画の妥当性、効率性

業務を適切に実行できる全体計画の提案

### 業務実施体制

- ① 業務を遂行する体制、経営基盤等
- ② 業務に必要な知見、情報ネットワーク等

事業実績及び類似事業

- ① 当該分野及び関連分野の業務等の実績
- ② 類似の業務の実績
- ③ 業務担当者の業務歴、資格、学歴など

評価項目一覧（提案要求事項）

評価項目	評価基準	評価区分	得点配分			提案書 頁番号	
			合計	基礎点	加 点		
業務の実施方針等							
	業務の目的	仕様書記載の目的と合致しているか	必須	2	2	—	
	業務の内容	仕様書記載の内容について、すべて提案されているか	必須	2	2	—	
		調査内容が目的に合致し、具体的かつ詳細に提案されているか		1 0	—	1 0	
○		調査内容を正確に把握できる調査対象が具体的に提案されているか		1 5	—	1 5	
	調査方法	調査方法が明確であるか	必須	2	2	—	
○		調査方法に業務の成果を高めるための工夫がみられるか		1 8	—	1 8	
業務計画							
	業務計画	全体計画が提案されているか	必須	2	2	—	
○		全体計画は適切に実行できるものになっているか		5	—	5	
業務実施体制							
	業務実施の体制	業務を遂行できる人員を確保しているか	必須	2	2	—	
	業務遂行のための経営基盤	業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか	必須	2	2	—	
○	業務に必要な知見の状況等	業務に必要な幅広い知見・情報収集体制が整備されているか		7	—	7	
事業実績及び類似事業							
	過去の事業実績	当該分野及び関連分野の事業等の実績があるか		2	—	2	
		過去の事業の成果は、当該分野の業務に活用できるものか		2	—	2	
	業務担当者等の経験・能力	業務内容に関する知識・知見を持っているか		7	—	7	
		類似の事業における実績があるか		2	—	2	
賃上げの実施を表明した企業等							

	賃上げの実施を表明した企業等	賃上げを実施する企業として、以下の(1)又は(2)の表明をしているか。 (1) 大企業に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨を従業員に表明していること (2) 中小企業等に該当する場合は、事業年度(又は暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること	5	-	5	
	財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知があった者	財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知があった者について、減点始期から1年間、本評価項目の加点割合に20%加算した割合により計算した点数を減点する。	▲6	-	▲6	
ワーク・ライフ・バランス等の推進						
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、以下(1)～(3)の法令に基づく認定を受けているか  (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく認定 ・プラチナえるぼし 5点 ※1 ・えるぼし3段階目 4点 ※2 ・えるぼし2段階目 3点 ※2 ・えるぼし1段階目 2点 ※2 ・行動計画 1点 ※3 ※1 女性活躍推進法第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない女性活躍推進法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している場合のみ)。  (2) 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく認定 ・プラチナくるみん認定企業 5点 ※4	5	-	5	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定企業（令和7年4月1日以後の基準） 4点 ※5</li> <li>・くるみん認定企業（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 3点 ※6</li> <li>・トライくるみん認定企業（令和7年4月1日以後の基準） 3点 ※7</li> <li>・くるみん認定企業（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） 3点 ※8</li> <li>・トライくるみん認定企業（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） 3点 ※9</li> <li>・くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準） 2点 ※10</li> <li>・行動計画（令和7年4月1日以後の基準） 1点 ※3、 ※11</li> </ul> <p>※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定</p> <p>※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定</p> <p>※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）</p> <p>※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--

		<p>令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※10の認定を除く。)</p> <p>※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定</p> <p>※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定</p> <p>※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの</p> <p>(3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定企業 4点</li> </ul> <p>※12 (1)～(3)のうち複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。</p>					
		合計	90点	12点	78点		

(注)

- 1 表中○印を付した項目は、価格と同等に評価できない項目。なお、価格と同等に評価できない項目は評価項目の小項目ごとに設定
- 2 表中評価基準欄の太文字部分は、必須項目

評価項目一覧（添付資料）

資料項目	資料内容	提案の 要否	提案書 頁番号
実施体制及び業務担当者略歴	本調達履行のための体制図	必須	
	各業務担当者の略歴	必須	
会社としての実績	官公庁における事業の実績	任意	
	官公庁以外も含めた本領域における実績	任意	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	女性活躍推進等の基準適合認定通知書等	任意	
賃上げ実施を表明した企業等	(別添)「賃上げの実施を表した企業等に対する加点措置について」に基づく「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(様式1の1または1の2)	任意	